

災害時における放送要請に関する協定書

大阪市福島区役所（以下「甲」という。）と株式会社エフエム・キタ（以下「乙」という。）とは、災害時における放送に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市福島区の区域において災害等が発生した場合に、甲が乙に対し、次条で定める情報等の放送を求める際に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- （1）「災害等」とは、地震、津波、台風、大雨、洪水などの自然災害及び大規模火災及び事故その他の非常事態をいう。
- （2）「情報等」とは次に掲げるものをいう。
 - ア 災害等に関する情報
 - イ 防災気象情報（気象等の特別警報・警報・注意報など）
 - ウ 甲の措置・対応の現況
 - エ 避難場所に関する情報
 - オ その他必要な事項
- （3）「放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、甲乙間で別途合意された時間の枠内で行う放送をいい、原則として、放送形式はパブリシティ放送によるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害等の発生に伴い放送が必要と認めたときは、乙に対して放送の実施を要請するものとする。

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送する情報等の詳細
- （3）希望する放送日時
- （4）その他必要な事項

2 乙は、放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨のクレジットを挿入するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、放送するものとする。

（問題の処理）

第6条 本協定に基づく放送の実施により、定時放送番組等の中断に伴う問題が生じたとき、乙は当該番組広告依頼主及び出演者などと協議し、問題の円滑な処理を図るものとする。

（平常時の取組）

第7条 甲は、甲が発行する広報誌「広報ふくしま」や「福島区ホームページ」等で本協定の周知及び、乙の放送番組の紹介を行うものとする。

2 乙は、災害時の情報発信に備え、迅速かつ効果的に情報を発信できるように、広報誌「広報ふくしま」に掲載の各種情報を放送する。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(覚書)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別途定める覚書によるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定及び覚書に定めのない事項又はこの協定及び覚書の各条項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 大阪市福島区大開1丁目8番1号
大阪市福島区長

乙 大阪市北区梅田2丁目5番25号
株式会社エフエム・キタ
代表取締役社長